

第1章 指針の策定の趣旨

1 指針の策定の趣旨

これまで、多くの場合、若くて健康な成人男性を「平均的な人」として設定し、そういう人が利用するとして、建物、製品、サービスや社会システムなどが計画、設計されてきました。しかし、現実の社会には、「平均的な人」ばかりではなく様々な人が生活しています。

これからは、様々な人の存在を前提に、その多様な能力を最大限に生かしていくよう、すべての人が利用可能なようにはじめから考えて計画し、実施するという「ユニバーサルデザイン」の考え方による取組を進めることが求められています。

滋賀県では、平成6年10月、全国で5番目に「住みよい福祉のまちづくり条例」を制定し、施設整備や人材育成などの様々な施策を進めてきました。

平成16年8月、これまでのバリアフリーの取組に加え、ユニバーサルデザインの考え方により、今まで以上に福祉のまちづくりを推進し、県民だれもが、「住んで良かった、住み続けたい」と思えるような、まだだれもに「住んでみたい」と思ってもらえるような滋賀県になるよう、行政、県民、事業者、民間団体が総ぐるみで取り組むという強い決意を込めて、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例※」として改正を行いました。

この条例に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に実施するために、施策の方向やその他必要な事項に関する「指針」として、「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」を策定することとしました。



2 指針の性格

「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」は、ユニバーサルデザインの考え方を様々な場面で浸透させ、みんなの参加と協働による一体となった取組を主体的に進めるためのもので、次の2つの性格をもっています。

- ① 県においては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、事業を実施するにあたっての基本的な考え方や方向性などを示した総合的な取組方針
- ② 市町、県民、事業者、民間団体にあっては、現状や課題、それぞれに期待される役割などについて、県と共通の理解、認識を持ち、連携してユニバーサルデザインの推進に取り組んでいくためのガイドライン

3 指針の見直し

ユニバーサルデザインに関する技術革新や施策の実施状況、社会情勢などを踏まえながら、必要に応じて行動指針の見直しを行います。